

出席停止となる感染症及び出席停止期間一覧

	疾病名	出席停止の期間		
第1種	・エボラ出血熱	治癒するまで		
	・クリミア・コンゴ出血熱			
	・痘そう			
	・南米出血熱			
	・ペスト			
	・マールブルグ病			
	・ラッサ熱			
	・急性灰白随炎			
	・ジフテリア			
	・重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)			
・鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る)				
第2種	・インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない	
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	・麻疹	解熱した後3日を経過するまで		
	・流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
	・風しん	発しんが消失するまで		
	・水痘	すべての発しんが痂皮化するまで		
	・咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	・新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで		
	・結核			
	・髄膜炎菌性髄膜炎			
第3種	・コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
	・細菌性赤痢			
	・腸管出血性大腸菌感染症			
	・腸チフス			
	・パラチフス			
	・流行性角結膜炎			
	・急性出血性結膜炎			
	・その他の感染症 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） 伝染性紅斑 手足口病 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 アタマジラミ 伝染性軟属腫（水いぼ） 伝染性膿痂疹（とびひ） ※記載がない感染症は学内で協議のうえ、該当するか決定する	医師の判断で出席停止を要する場合。病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		